

第3回検討会までにいただいた主なご意見

①安全衛生経費の確保の重要性

- 安全の確保がどれほど大事なことかということをしかりと主張していくことが必要。
- 技能者のしかりとした地位を確立するにはまず安全確保が必要。そのためには経費を確保しようという趣旨なので、実態としてこの費用はどう考えているのかということを知らなければならない。
- 安全衛生経費は、絶対に削ってはいけない。
- ゼネコンや発注者でも認識がどこまであるか疑問である。
- 経費に関しての考え方をきちんと整理して伝えない限りは広がらない。元請や一次下請、発注者においてもしかり認識しなければならない。

②安全衛生経費の範囲

- 安全・健康経費は、非常に多岐にわたって分散して計上されているため、全体像を把握しにくい。
- 安全衛生経費の「見える化」が非常に大きな効果を持つ。
- 現在の直接工事費等に含まれているものも全て安全・健康経費と位置づけるべき。
- 直接工事費、間接工事費と別枠の概念で安全・衛生経費を位置づけるべき。
- 見積書において、安全・健康経費を別枠として明記することにより、発注者から下請まで「見える化」され、費用が確実に支払われること等が担保されることが考えられる。
- まずは法令に義務付けのある項目から検討すべき。それから現状普及している安全対策の項目を検討していくべきではないか。
- 安全衛生法令に義務付けのある事項から先行して行うのは仕方がないが、労働安全衛生法以外の法令に基づくものもあるため、そこまで手を広げるべき。
- 基準を持っている民間発注者の例などは、ベストプラクティス的に集めるのがよい。

③ 下請けまで適切に支払われる施策の検討

A. 安全衛生経費の実施者、実施項目の明確化（チェックリスト等）

- チェックリストの活用により、ゼネコン、サブコンの予算や実施項目を着工前に明確にしておく必要がある。責任を明確にすることが一番大事。
- (資料に提示のあった)チェックリストは、チェックリストという名称ではなく、見積条件書の意味であると思う。一次から二次、二次から三次、最終次まで、どちらが何の対策について負担するのか明確な見積条件として提示されることで共有されるのではないか。
- チェックリストを活用し、見積条件としてどちらが負担するかを明確にし、安全経費に関する労務費は施工単価に含むとするのが現実的ではないか。
- 元請と下請で必要な安全衛生対策の金額を明示的に共有することについて、労務費については施工と一体となってやるもので、明確に分離して金額を計上するのは現実的ではない。

B. 安全衛生経費の積算方法

- どのような経費をどのように項目立てて、積算体系の中で位置づけ、支払うのか、これが最大の眼目。
- 社会保険料は一定の率が決まっておき算出が非常に容易だが、安全経費は工事の規模等によって変わるため、非常に難しい。
- 積算に当たっては、率方式と積み上げ方式の併用とすればよい。
- 労働安全衛生法に定められていない対策、つまりリスクアセスメント等の結果から生じる必要な安全対策をどのように経費として見積もるかということを検討してもいいのではないか。

③下請けまで適切に支払われる施策の検討

C. 企業や国民への周知

- 民間発注者や国民に、建設業として本当に必要なことをやっているし、安全のためには経費もかかるということを訴えていく必要がある。
- 安全・健康を守っていくためにも、国民や住民も含めた周知、そういった広がりを作っていないとなかなか理解してもらえない。
- 建設工事従事者の安全が高まり、その結果、建設業全体が発展していくという筋道、その中で、発注者、元請け、下請けの関係が円滑に動くシステムを作るという論点が必要。

D. 施策の実効性を高める仕組み

- 確実な支払いについて、安全・健康経費が、一次下請以下で減額することなく支払われる仕組みが必要。
- 発注者から元請、元請から下請という形で流れていく仕組みを国交省が指導していないと、金額の確保は難しい。
- 元請から一次、二次、三次といった場合の具体のお金の支払われ方をどう担保するのか。
- 安全衛生や健康管理の取組状況をチェックし、適正に実施していない事業者とは契約しないような仕組みも今後必要ではないか。
- 現場で対策が実施される実効性をどう担保するかが重要。
- 発注者と元請が安全衛生管理の状況をチェックし、悪質な業者に対しては指導する、場合によっては費用の返還や契約解除を行うということまでできる仕組みを作ることが重要ではないか。
- 支払われた経費がハード対策や活動経費として使われ、安全衛生管理がきちんと行われることが重要。
- フルハーネスの購入等各種工具を購入する費用も経費として実行することが人材確保や処遇改善に繋がっていく。

④一人親方等

- 一人親方の問題は、難しい問題だが、触れないわけにはいかない。
- 一人親方の安全衛生経費が何なのかというのが、多分みんな分かっていない。
- 一人親方を含む最終次まで見積りが提示される仕組みを作らなければならない。
- 一人親方や中小事業主等については労働安全衛生法の労働者ではない。一人親方や中業事業主等でどの程度、労働災害が起きていて、その割合が普通の労働者と比較して高いのか低いのか、それにより実効性のある施策の打ち方も変わってくる。
- 一人親方の実態について、木建、町場とゼネコンでやるような野丁場では全く異なると思うが、ある程度実態を把握する必要がある。
- 公共も含めゼネコン大手の現場で働いている一人親方を対象に実態を把握するのが良いのではないか。
- 厚労省が一人親方のアンケートを行っている。厚労省と調整し情報を出してもらいながら考えてもらいたい。

⑤ その他

○健康管理

- 安全管理とともに健康管理も重要。危険有害業務や熱中症の他、建設業では過重労働が大きな問題になっている。
- メンタルヘルスの問題も重要。体調不良や不安全行動から大きな災害につながることもあり、過重労働や高ストレス者の面接指導等についても何らか項目に入るとよい。

○実態調査

- 木建町場などでは元請と言っても小規模な事業者に対しては、調査票を分けて作る等、小規模でも答えられるようにした方がよい。
- 発注者への調査というのは非常に難しいと思われるので、議論が必要。
- 発注者に直接という方法もあるし、調査対象の元請・下請から見て発注者はどうだったかというのを調べることもできるのではないか。
- 民間建築について、発注者に専門的な知見がないため、設計コンサルタントや設計・施工の管理者に一任している場合は、その者に質問を投げかける必要はないか。
- 世論にきちんと実態を知ってもらい、対策の必要性を説明するためにも、公表する必要がある。
- 足場関係の見積りをする際に、安全点検費という項目を入れていたが、厳しい競争では同業者に勝てないので、真っ先に切られ、その項目を削ったという現状がある。

○海外事例

- ドイツやイタリアでは、安全衛生調整者と呼ばれるコーディネーターが、安全経費をはじめ、現場安全対策全体を取り仕切る仕組みがある。日本と置かれた状況は異なるが、議論の参考になる。
- 安全衛生法令上の責任者の配置やその方々の経費がどのように分類されるのかも重要課題として整理して頂く必要があるのではないか。

今後の検討会の進め方について

第3回検討会までにいただいたご意見

- ・ 安全衛生経費の重要性
- ・ 安全衛生経費の範囲
- ・ 下請まで適切に支払われる施策の検討
- ・ その他（健康管理、実態調査、海外事例）

建設工事における安全衛生経費の実態調査（平成31年3月～令和元年5月）

今回

第4回

- 第3回検討会までにいただいたご意見
- 建設工事における安全衛生経費の実態調査結果（速報値）
- 実態調査結果を踏まえた課題の抽出、取組の方向性

第5回
以降

- 下請まで適切に支払われる施策（案）
- とりまとめの方向性

令和元年末 とりまとめ

基本計画への反映検討

実態調査について引き続きとりまとめ
必要に応じてヒアリング調査